

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立愛宕小学校
校長 荒谷 弘喜 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調とした知・徳・体の調和のとれた人間形成により、国家及び国際社会の一員としての資質をもった、心豊かに、たくましく生きる児童を育成する。その達成に向けて、育てたい児童像を次のように設定する。

- あ … 明るい子 （思いやりをもち、助け合う明るい子）
- た … たくましい子（心身ともに健康でたくましい子）
- ◎ ご … 根気強い子 （すすんで学び、ねばり強く取り組む子）＝重点目標＝

(2) 特別支援学級の教育目標

将来の社会生活に向けて、生活習慣を確立するとともに協調性を身に付けさせながら、自信と意欲をもって生きることができるよう、以下の教育目標の達成に努める。

- 自分も他人も大切にできる子
- 最後までがんばる心と体を鍛える子
- 自分で考え、自分でやってみる子

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- 教育活動全体を通して、基礎的・基本的な学習内容の理解と定着をめざし、児童の実態を考慮した指導を推進する。

イ 豊かな心の育成

- ①教育活動全体を通して、道徳的心情・判断力・実践力を育てる。
- ②児童の実態に応じて、行事や教科学習での交流をはじめとした通常の学級の児童との交流及び共同学習を日常的に進め、相互の理解を深める時間を十分確保する。

ウ 健やかな体の育成

- 身体を動かす喜びを味わわせ、健康の保持増進と体力向上をめざすために、運動させる時間を確保する。

エ 不登校児童への支援

- ①不登校総合政策「つながるプラン」に基づき、安心して豊かな学校生活を送るための環境を保護者と連携して整備するとともに、ICT機器の活用等による支援を充実させる。

オ いじめ防止等の取組

- ①いじめを未然に防止する取組を通して、児童が安心して学ぶことのできる教育環境を整備する。
- ②教職員全員で児童理解に努め、正確な実態把握と一人ひとりに応じた適切な支援を行うことで、学校を児童の拠り所とする。

カ 特別支援教育の充実

- 通常の学級の児童との交流及び共同学習を計画的に推進する。また、交流及び共同学習の教育効果について検討、評価していく体制を築く。

キ 小中一貫教育の更なる充実 【上柚木中学校グループ（愛宕小、上柚木小）】

- ①9年間で育てる児童像を「自己決定・自己実現」の視点から「自律・共生・創造」と設定し、グループ一体となって小中一貫教育を推進する。
- ②特別支援学級在籍児童の義務教育9年間を見通した切れ目のない指導体制の構築のため、進学先中学校との綿密な連携を図り、児童の相互理解を深める。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、個別指導、課題別グループ指導、チームティーチング等の指導形態を内容の特性を踏まえて工夫し、基礎的・基本的な知識や技能の定着が図られるよう授業改善に取り組む。
- ②自主的に生活する力と態度を培うために1人1台の学習用端末を活用できる場面を設定し、授業展開の工夫・改善を図り、プログラミングの思考を養うとともに情報モラル、情報活用能力の育成を図る。
- ③音楽科においては、児童の実態に応じ、簡単な旋律やリズムにするなど工夫した楽譜を用いて器楽の技術の習得を図るとともに、音楽に対する豊かな感性を身に付けさせる。
- ④図画工作科においては、季節や行事に関連する作品作りを中心に、さまざまな表現技術の習得を図るとともに、絵画などの芸術に対する豊かな感性を身に付けさせる。
- ⑤体育科においては、多くの競技や運動に触れられる機会を設定し、さまざまな運動に取り組むことで、体力や身体機能の向上と健やかな心身の育成を図る。
- ⑥外国語活動においては、簡単なあいさつ、歌やゲーム等を外国語指導助手（ALT）の協力のもと、コミュニケーションに興味・関心をもてるような授業を展開する。

イ 総合的な学習の時間

- ①児童の興味・関心に基づいた課題の解決や探究的な学習活動の過程において、季節に応じた体験活動や観察、見学や調べ学習等を適切に位置付ける。
- ②地域理解と伝統・文化の領域を深める郷土学習を段階的に実施することで、日本遺産に触れる機会を設け、郷土への愛着を育む。さらに、姉妹都市である小田原市との交流を通して広域的な視野を養う。

ウ 特別活動

- ①学校行事や児童会活動、クラブ活動、集団宿泊の行事などを通し、集団の中での行動の仕方を学ぶ。通常の学級の児童との交流を深める。
- ②学級活動では、係や当番活動を通して、集団の中の一員としての所属感や連帯感を育て、責任をもって仕事をする態度を育てる。
- ③集団宿泊学習を実施し、日常生活における身の回りのことを一人で処理する能力を高める。また、体験的な活動を通して生活経験を豊かにする。

エ 自立活動

- ①学校生活支援シートや個別指導計画に基づき、教育活動全体を通してコミュニケーション能力を育み、適切な人間関係の形成を図る。
- ②作業的な課題を意図的に取り入れ、集中力や手指・足等の巧緻性、身体感覚機能を高めていく指導を行う。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ①「親切、思いやり」「礼儀」を重点内容項目とし、教育活動全体を通して、日常的なあいさつや返事、他の人への思いやりや、協力することなど、社会生活を営む上で必要な規範意識を指導し、道徳的な判断力を育む。
- ②道徳授業地区公開講座において、全学級による授業公開及び意見交換会を実施し、家庭・地域社会と連携して道徳教育の在り方やそれぞれが担う役割についての共通理解を深める。
- ③学習用端末を活用する上での情報モラル教育を学期に1回実施し、児童の実態に応じた情報リテラシーを育成する。

(3) キャリア教育

- ①働く人の学習等を通して、児童が自らの将来について夢や憧れをもったり、学ぶ意義を認識したりできるよう、職業選択の幅を広げる。また、児童が将来への見通しをもち、進学への希望や期待を高められよう、進路指導の充実を図る。
- ②中学校との円滑な連携の継続を実現するために、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用する。目標設定や自己評価の取組を通して、上柚木中学校グループがめざす自己決定力を育み、自己実現を図ることができる児童像を実現できるよう支援する。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ①家庭と連携しながら機会を捉えて生活のきまりの作成・改善を実施し、日々の教育活動においても共通実践を進める。「あいさつ」「学習時の姿勢保持」を重点に授業規律の確立をすすめる。
- ②家庭・地域社会と連携して、SOSの出し方に関する教育やセーフティ教室、薬物乱用防止教室等、生命の大切さを考える取組の充実を図り、児童が安心して安全な学校生活を送れるようにする。
- ③児童が性犯罪・性暴力の当事者及び傍観者にならないために「生命（いのち）の安全教育」を行い、生命の尊さを学び、生命を大切にす教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進していく。

イ いじめ防止等の取組

- ①「八王子市教育委員会いじめの防止に関する基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に関する授業（年3単位時間以上）に取り組む。週1回の「いじめ対応のための時間」を活用し、各クラスからの報告、生活アンケートの実施結果、スクールカウンセラーからの報告等を基に情報の共有化と対策を協議し、いじめの未然防止、早期発見と早期対応を図る。いじめに関する研修等も年3回行う。
- ②SNS東京ノート、SNS学校ルールに基づいた各家庭でのルール作りを啓発し、連携して情報モラル教育を行う。
- ③「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組として、全校朝会での校長講話や児童の障害特性や発達段階に応じて生命の尊さを考える機会を6月のふれあい月間に合わせて設定する。

ウ 不登校児童への支援等

- ①校内委員会では、登校支援コーディネーターを中心に組織的な支援体制を整え、個票システムや児童の状況等により不登校児童の早期発見に努める。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等と連携し、支援体制を充実させ、児童の健全育成を図る。
- ②不登校児童に対しては、保護者や外部機関と連携し、家庭訪問や児童との面談を行うとともに、学習用端末を活用した学習支援等を行う。また、不登校傾向により教室に入れない児童のための学びの環境を整える。

(5) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との連携

- ①都立特別支援学校の児童との副籍交流を通して、共に学び育つことができる体制づくりをすすめ、仲間意識を育てる。
- ②通常の学級の児童との交流及び共同学習の一環として、交流会を設定し、学級紹介や交流遊びを通して理解推進を図る。また、「愛宕フェスティバル」や「みんな友だち班活動」等での異学年、異年齢の交流を通し、自主性や創造性、他を思いやる心や連帯感を育てる。
- ③個人面談等の機会を捉えて保護者の希望やニーズを汲み取り、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の策定や個別指導計画の作成を行う。また、進学先にも確実にそれらを引き継いでいく。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組【上柚木中学校グループ（愛宕小、上柚木小）】

- (取組1) 上柚木中学校の生徒によるサマースクール「学習ボランティア活動」を通し基礎的、基本的な学力の定着と、「はちおうじっ子サミット」や部活動体験等により、中学校生活への見通しと将来への希望をもたせる。
- (取組2) 特別な支援の方法や生活指導等の諸課題を共有し、実践的な指導方法を検討する。
- (取組3) 上柚木夏祭り、上柚木音楽フェスティバル、防災ワークショップを保護者・地域と合同で行い、「地域の子どもは地域で育てる」意識に即し、地域社会の一員としての自覚を育む。

ウ その他

- ①「情報活用能力系統表（ICT活用技能編・情報リテラシー編）」に基づき、9年間で系統的なICT活用技能を計画的に育成するとともに、実態に応じて1人1台の学習用端末を用いてのドリル型学習コンテンツに取り組み、学習成果を可視化できることで更なる知識の定着を図る。
- ②「愛宕小2020レガシー」を活用しながら、障害理解教育を進めるとともに、地域等の協力を得ながらスポーツの素晴らしさや多様性を尊重することの大切さを学ぶ機会を創出する。
- ③年2回の「保幼小連携の日」をはじめとして、日常的に近隣保育園や幼稚園、認定こども園、関係諸機関との連携を図り、小学校生活への円滑な移行のためにスタートカリキュラムを活用しながら児童観や指導観についての共通理解を深める。
- ④地域主催の活動への児童の参加促進のために、参加・体験者が感想や成果を発表できる機会を設定し、活動での児童の様子や変容等の見取りの視点を取り入れた評価資料の収集を工夫する。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1		16	20	21	14	2	20	22	19	18	16	18	16	202
2		17	20	21	14	2	20	22	19	18	16	18	16	203
3		17	20	21	14	2	20	22	19	18	16	18	16	203
4		17	20	21	14	2	20	22	19	18	16	18	16	203
5		17	21	20	14	2	20	22	19	18	16	18	17	204
6		17	20	21	14	2	20	22	19	18	16	18	16	203
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業日 7月21日（月）から8月27日（水） ・都民の日 10月1日（水）は通常授業日とする。 ・4月 第1学年は始業式に参加しないため1日減。 ・5月 第5学年は5月31日（土）が移動教室のため1日増。 ・6月 第5学年は6月2日（月）が振替休業日のため1日減。 ・3月 第1・2・3・4学年は卒業式、第6学年は修了式に出席しないため1日減。 													

(2) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

ア 各教科（1単位時間は、45分とする。）

教科名		学年					
		1	2	3	4	5	6
各教科	国語	0	0	0	0	0	0
	社会			0	0	0	0
	算数	0	0	0	0	0	0
	理科			0	0	0	0
	生活	0	0				
	音楽	0	0	0	0	0	0
	図画工作	0	0	0	0	0	0
	家庭					0	0
	体育	0	0	0	0	0	0
	外国語					0	0
知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科	内容						
	生活	基本的な生活習慣、人との関わり等 (各教科等を合わせた指導で行う)	0	0	0	0	0
	国語	文字の読み書き、話す、聞く、読む等	136	140	140	140	140
	算数	数と計算、数量概念、図形等	102	105	105	105	105
	音楽	歌唱、楽器演奏、身体表現、鑑賞等	68	70	70	70	70
	図画工作	描画、工作、造形遊び、道具の扱い方、鑑賞等	102	105	105	105	105
体育	基本的な運動、走・跳の運動、器械運動、ボール運動、水中での運動、健康・安全等	102	105	105	105	105	
小計		510	525	525	525	525	

イ 特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	感謝、礼儀、善悪の判断、友情、信頼、規則の尊重、生命の尊さ等		34	35	35	35	35	35
外国語活動	簡単な挨拶、数字、月、曜日、歌、ゲーム等				20	20	20	20
総合的な学習の時間	蚕の飼育、地域調べ、情報機器の活用等				35	35 (5)	35 (10)	35 (10)
特別活動	学級活動に関する話し合い及び実践		34	35	35	35	35	35
自立活動	健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション(各教科等を合わせた指導で行う)		0	0	0	0	0	0
小 計			68	70	125	125 (5)	125(10)	125(10)

ウ 各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔、言葉遣い、時間を守ること等		140	140	140	140	130	130
遊びの指導	簡単なルールのあるゲーム、遊具を使った遊び、伝承遊び等		0	0				
生活単元学習	校外学習、買い物学習、宿泊学習、栽培学習、季節の行事、英語活動等		132	175	190	225	235	235
小 計			272	315	330	365	365	365

エ 年間総授業時数 (ア+イ+ウ)

学 年	1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数	850	910	980	1015 (5)	1015 (10)	1015(10)

備考

(ア) 1単位時間 ・1単位時間は45分とする。 ・クラブ活動は1単位時間45分とする。

(イ) 特別活動 (児童会集会活動、クラブ活動、委員会活動)

区分	学年	1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	5 2/3	5 2/3	6 2/3	6 2/3	6 2/3	6 2/3
	委員会活動					11	11
クラブ活動					11	11	11

(ウ) その他

- ・授業時数の確保に関する手だて
- 第4・5・6学年は月1～2回月曜日に6時間授業を行う。
- 第4・5・6学年は委員会やクラブを設定していない火曜日の6校時は授業を行う。
- 第3学年 年1時間 5月20日
- 第4学年・年17時間 4月14日 4月15日 4月21日 5月20日 5月26日 6月2日 6月17日 6月23日 7月7日 7月8日 9月1日 9月8日 9月16日 9月29日 10月14日 11月25日 3月17日
- 第5学年・年18時間 4月14日 4月15日 4月21日 5月26日 6月17日 6月23日 7月7日 7月8日 9月1日 9月8日 9月16日 9月29日 10月6日 10月14日 11月25日 3月9日 3月16日 3月17日
- 第6学年・年18時間 4月14日 4月21日 6月2日 6月17日 6月23日 7月7日 7月8日 9月2日 9月8日 9月16日 9月29日 10月14日 10月21日 11月17日 11月25日 3月9日 3月16日 3月17日

(エ) 長期休業中に位置付ける学習内容

教科 : 総合的な学習の時間 実施学年 : 第4・5・6学年

内容 : 第4学年「地域の自然」 第5学年「八王子市と小田原市の特産物」 第6学年「都道府県の特産物」

時間 : 夏季休業中に第4学年5時間 第5・6学年10時間